

次期感染症サーベイランスシステムに関する Q&A

(医療機関等向け)

令和 8 年 9 月 1 7 日
三重県医療保健部感染症対策課

Q1. 次期感染症サーベイランスシステムについて

A1. 従前、県内の医療機関等から感染症発生届（全数報告）及び定点報告は、保健所で情報をとりまとめ、国へ報告していました。国への報告は、厚生労働省が平成 18 年度より運営するデータベース「感染症サーベイランスシステム」を利用して行っていましたが、厚生労働省は、令和 4 年 10 月 31 日より、システムを改良した新たなデータベースである「次期感染症サーベイランスシステム」（以下、次期システムとする。）を運用開始しています。

Q2. 従前の感染症の届出体制から変わる点について

A2. 従前、全数報告及び定点報告については、医療機関等から保健所へ、FAX による送付をもって「届出」としていました。そして全数報告及び定点報告の内容を、保健所が次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）へ入力することで、国へ報告していました。

次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）では、保健所へ全数報告及び定点報告を FAX にて送付する代わりに、医療機関等が発生届の内容を直接次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）へオンライン入力することで、届出することができるようになりました。

Q3. システムの利用方法について

A3. 三重県の次期感染症サーベイランスシステムに関するホームページ（https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/000260045_00001.htm）を確認いただき、利用規約に同意のうえ、利用者アカウントを申請してください。申請受付後、アカウント（利用者 ID・パスワード）を返送します。

アカウント（利用者 ID・パスワード）により、インターネットから次期感染症サーベイランスシステムへログインしてご利用いただきます。パソコンのほか、スマートフォン・タブレットからもログイン可能です。ログイン時にはアカウント（利用者 ID・パスワード）に加え、電話番号、SMS またはメールアドレスを用いた二要素認証が必要です。

Q4. 次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）の利用は必須ですか。

A4. 感染症法改正（令和4年12月9日改正）により、感染症指定医療機関につきましては、令和5年4月1日より次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）へのオンライン入力による感染症発生届（全数報告）、定点報告※が義務化されました。感染症指定医療機関以外の医療機関は、次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）へのオンライン入力による感染症発生届（全数報告）、定点報告は努力義務となりました。

※感染症指定医療機関のうち、定点医療機関に指定されている医療機関のみ

Q5. 利用者アカウントを申請しない・次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）を利用しない場合、届出はどのようにすればよいですか。

A5. これまでと同様に、保健所へ FAX による届出をお願いします。

Q6. 今後、保健所への FAX による発生届の送付を廃止する予定はありますか。

A6. 現時点では、廃止することは想定しておりません。

Q7. 次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）の利用に際し、費用負担は生じますか。また次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）の導入に際し、医療機関等に対する補助金はありますか。

A7. 次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）を利用すること自体に費用負担が発生するものではありません。ただし、インターネットを使用するため、通信費等は別途費用負担が発生します。

また申し訳ございませんが、導入に際して補助金はありません。

Q8. 医療機関等がオンラインで入力した場合、どこの保健所に届け出たことになりますか。

A8. 管轄保健所に届出したこととなります。

Q9. 三重県独自の報告様式を使用している、急性呼吸器感染症（ARI）や性感染症疾患の定点報告は、次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）へのオンライン入力の場合、報告内容、報告方法は従前と同様ですか。

A9. 次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）では、国で定められた報告項目のみ入力が可能です。そのため、県独自の報告項目は入力できません。次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）にオンライン入力を希望される急性呼吸器感染症（ARI）定点医療機関、性感染症定点医療機関は、国の報告項目についてはオンライン入力とし、県独自項目については従前のおり F

A Xにて管轄保健所に送付をお願いします。なお、オンライン入力を希望する急性呼吸器感染症（ARI）定点医療機関、性感染症定点医療機関のうち、「国報告項目についてはオンライン入力、県独自項目についてはF A Xにて管轄保健所に送付」が困難である医療機関におかれましては、国の報告項目のみオンライン入力をお願いします。

※報告方法の詳細については、本県の次期システムに関するホームページ（https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/000260045_00001.htm）の概要の説明資料をご覧ください。

Q10. 次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）への入力操作方法などわからない場合は、専用の問い合わせ窓口はありますか。

A10. 医療機関等を対象にしたヘルプデスクを開設しております。次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）にログイン後、「ヘルプガイド」の「お問い合わせ」からご相談ください。